



私たちの身近な会話の中に、また、日頃から聞き慣れていることばの中に、さまざまな「思い込み」や「偏見」が存在しています。大安や仏滅などの「六曜」やお葬式の時の「清め塩」も十分な根拠があるものではありません。また、女性だから、外国人だからなど、「〇〇だから」と、ひとくりにした考え方も「思い込み」や「偏見」につながります。自分自身の価値観や考え方の中に無自覚に受け入れてしまっているこのような「思い込み」や「偏見」が、差別や人権侵害を温存していることに気づいて欲しいと思います。

人権問題は、家庭の中、職場の中、まちの中など、生活のあらゆるところに潜んでいます。一人ひとりが自覚し、視点を変えることで見えてくるものがあります。

1993(平成5)年、本市は大阪府内で最初に「泉佐野市における部落差別撤廃とあらゆる差別をなくすことをめざす条例(差別撤廃条例)」を制定しました。この条例を具体化し、人権尊重のまちづくりをすすめましょう。そして、すべての人が泉佐野市に住んでよかったと思えるまちを一緒につくっていきましょう。

## 泉佐野市 人権推進課

〒598-8550 泉佐野市市場東1丁目295番地の3

TEL.072-463-1212

FAX.072-464-9314

2011. 3 10,000

人として生きる29

# じんけんを身近に!

## 私たちの中にある 思い込み・偏見



昔から続いている“**因習**”、根強く残されている“**家意識**”、「私は良いけれど、まわりの人が…」「世間の人が何と言うか…」と、社会に責任を押しつける“**世間体**”などによって、私たちは知らないうちに誤った思い込みや偏見を持たされていることがあります。そして、気づかぬうちに人を傷つけてしまうこともあります。

身近な暮らしの中で何気なく気にもとめないでいたことを「本当にそうなのか?」「なぜ?」という視点で一緒に考えてみましょう。新しい発見や気づきがあるかもしれません。

泉佐野市

## 「自分らしさ・その人らしさ」を大切に



男性も女性も全ての個人が尊重され、家庭、地域、学校、職場などで性別にとらわれることなく、自分らしく、のびやかに生きることのできる社会が“男女共同参画社会”です。

しかし、今も「女だから」「男だから」という理由だけで、排除されたり、固定的な役割分担を押しつけられるなど、個人の持てる能力や個性を發揮できていない現状があります。

また、DVや性犯罪などは、女性や子どもの被害者が後を絶たず、つらい思いを誰にも言えずに、苦しい人生を歩むこともあります。

泉佐野市では、市民のみなさんや事業所のみなさんとともに、男女が家庭や地域社会、職場の中で協力して、その一員としての役割を果たしながら、誰もが安心して、安全に、その人らしく暮らすことのできる、身近な“男女共同参画社会”の実現を目指しています。

## 違いを認め合う社会へ

A:「また、TVで〇〇人の犯罪のニュースをしていたよ!」

B:「そう言えば、最近外国人が増えてきたよね。

何をするかわからないから

ちょっと怖いよね。」

C:「だから、家を借りに来た外国人を断ったんだ!」



国籍	人数(人)
中国	680,518
韓国・朝鮮	578,495
ブラジル	267,456
フィリピン	211,716
ペルー	57,464
米国	52,149
その他	338,323
合計	2,186,121

国籍別外国人登録者数(2009年末)

日本に住む外国人(外国人登録者)は210万人を超え、国民のおよそ2%近くに増えてきています。国際化が急速に進んできていると言えますが、外国籍だということだけで、就労や教育、医療の分野で不利益に悩む外国人が多く存在します。さらに、外国人が関係する犯罪報道等の影響により、外国人全体を危険な存在だととらえるような意識があります。また、歴史的な背景をもって日本に住む在日韓国・朝鮮人へ向けられた偏見や差別には根強いものがあります。

本市にも、約30ヵ国、およそ900人の外国籍の人びとが住んでいます。

言葉や文化、生活様式の違う異国で、心細い思いをしている外国人の“悩みや不安”をしっかりと聞きとり、お互いの違いを認め合いながら、共に生きていける社会づくりを進めていくことが大切です。

## 高齢者も参画できるまちづくり

A:「家を改修しようか？」  
B:「おばあちゃんの許可は  
いらないのかな？」  
A:「もう何もわからない  
のだから黙っておこう」  
B:「でも…」

A:「来週の家族旅行  
の件だけ…」  
B:「おばあちゃんは留  
守番だね。もう年  
だから無理だよ！」



A:「おじいちゃん、かなり  
認知症が進んできたね」  
B:「勝手に家を出て誰かに  
迷惑をかけたら…」  
C:「悪徳商法の被害に  
あわないか心配だよね」  
D:「おじいちゃんの部屋に  
鍵をかけなくっちゃ」

行動制限  
という  
虐待です

日本の高齢化率(人口に対する65歳以上の高齢者の割合)が23%を超えました。4人に1人が高齢者という時代も近いと言われています。超高齢社会に突入した日本にとって、高齢者の人権問題は重要な課題です。

しかし、認知症の高齢者や一人暮らしの高齢者などが、悪質商法の被害にあって財産や金銭を取られてしまう事件が起きています。また、身体的虐待、食事の世話や介護の放棄、心理的虐待、経済的虐待、性的虐待などにより権利、利益、生命、健康、生活を侵害される高齢者もいます。意欲や能力があるのに年齢だけを理由に仕事や社会参加の機会を奪われることもあります。

高齢者が豊かな経験や知識を生かしながら、安心して自立した暮らしが送れるよう支援するとともに、社会を支える重要な一員として社会活動に参加できるよう、みんなで考え、お互いに支え合っていくことが大切です。

## 子どもを守る地域の力

A:「いつも、あの家から子どもの泣き叫ぶ声が  
聞こえるけど、虐待では？」  
B:「通報したら、逆恨みされるかも。」  
A:「それも、困るね。」



「虐待かも知れない」と思ったら、できるだけ早く、市や子ども家庭センターなどへ連絡(通告)をしてください。連絡(通告)した人の秘密は法律で守られています。

「早期発見」と「子どもの安全確保」が最も大切です。

泉佐野市児童福祉課(☎072-463-1212)

岸和田子ども家庭センター(☎072-445-3977)

※夜間・休日虐待通告(☎072-295-8737)

### 〈児童虐待の種類〉

- ・身体的虐待…子どもに傷あとが残ったり、生命が危くなるようなけがをさせたり、身体に苦痛を与えること
- ・心理的虐待…言葉や態度により、子どもを情緒不安定にさせたり、心を傷つけること
- ・養育の放棄(ネグレクト)…適切な衣食住の世話をしないなど、子どもを放ったらかしにしておくこと
- ・性的虐待…子どもを性的ないたずらや性行為の対象とすること

虐待から子どもを守るためには地域の力は欠かせません。子どもたちとの“あいさつ運動”や“声かけ運動”など、地域と子どもたちとのつながりを深め、地域全体で子どもを見守りましょう。

## 心のバリアフリー



A:「レストランに犬を連れてくるなんて非常識じゃない。」

B:「あの犬は補助犬だよ。」

A:「でも補助犬と言ったってペットの一種でしょ!」

平成18(2006)年12月に施行された「新バリアフリー法」に基づき、本市においても、平成20(2008)年3月、「泉佐野市バリアフリー基本構想」が策定されました。

設備の整備など社会のバリアフリー化を進めるとともに、「心のバリアフリー」を呼びかけ、すべての人びとの人権が尊重されるバリアフリーのまちづくりをめざしています。

平成20(2008)年、身体障害者補助犬法が改正され、身体に障害のある人のパートナーである盲導犬、聴導犬、介助犬などへの理解が徐々に広まりつつあります。

**「盲導犬」…目の不自由な人の歩行を助ける**

**「聴導犬」…耳の不自由な人に音を知らせる**

**「介助犬」…身体の不自由な人の生活に必要な動作を介助する**

障害には、身体の障害だけでなく、精神障害、知的障害があり、重複した障害をもった人もいます。

障害の程度も一人一人違います。生まれつき障害がある人もいれば、事故や病気などであとから障害をもった人もいます。このように、障害のある人は多様であり、その障害によって生活の中で感じるバリアも違います。

障害をひとつの個性として認め、お互いを尊重し合う関係を大切にしたいものです。

## 身元調査お断り

A:「娘さん結婚するんだって。おめでとう。」

B:「ありがとう。」

A:「結婚相手はどこの人? もう調べたの?」

B:「やっぱり調べた方がいいのかな?」

A:「子どもの幸せのことを考えると、相手のことを調べるのは親の責任だよ。」



大阪府では、「部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を1985年から施行しています。

しかし、「同和地区や同和地区に住む人びとを避けたい・関わりたくない」といった「忌避意識」は、依然として人びとの心の中に深く存在しており、「知りたい・調べたい意識」のもとで差別身元調査が行われている現実が明らかになっています。差別意識のもとで行われる調査そのものに問題がありますが、調査の結果によって結婚ができなくなったり、就職の機会が奪われたりすることは、決して許されるものではありません。

身元調査は、同和地区の人であるかどうかだけでなく、思想・信条・労働組合運動や政党、外国人であるかどうか、財産、家の状況などにわたって、個人のプライバシー情報を商品として扱うものです。すべての人が、身元調査によって差別や人権侵害を受けないよう、誰もが「差別身元調査には協力しません!」という強い意志を持つことが大切です。